

【緊急のご連絡】
報酬額の一部改正について

1. 概略について

「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」が、平成 29 年 12 月 8 日国土交通省告示第 1155 号によって改正されました（平成 30 年 1 月 1 日施行）。400 万円以下の空き家において現地調査等の費用を要する場合、売方媒介報酬限度額が 18 万円＋消費税まで引き上げられました。

2. 報酬額表の掲示について

上記の改正に伴い、宅建業法 46 条に定める掲示すべき報酬額表が変更となります。

改正後の報酬額表を「宅建にいがた」30 年 1 月号に同封する予定で準備を進めております。今回の変更は告示日から施行日までの期間が短いため、会員の皆様におかれましては、お手数をおかけしますが平成 30 年 1 月 1 日から全宅連作成の報酬額表がお手元に届くまでの間は、国土交通省ホームページからダウンロードの上、掲示いただけますようお願い致します。

報酬額表ダウンロード先 <http://www.mlit.go.jp/Common/001213871.pdf>